

第7章

業界を取り巻く法律環境

1 関係法令

概況

従来、**貸金業を営む者**(クレジット、信販などを含む融資業務を行うノンバンク)に関わる法律は、業法として位置付けられる「**貸金業の規制等に関する法律**」(貸金業規制法)と、**金利規制を行う法律**として「**出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律**」(出資法)があり、この二つを総称して「**貸金業規制二法**」と呼ばれ、この二法を中心として業務を行ってきました。

しかし、現在市場の制度的枠組みを大きく変える法律などが、幅広い領域にわたって次々と制定・検討されてきており、消費者金融業界に対して影響を与えるものも少なくありません。ひとつには、金融機関の経済的再生を目指すものであり、もう一方には、金融機関の不良債権処理の推進に端を発する法律の制定で、いずれも新しい動きといえます。

(1) 「貸金業の規制等に関する法律」(貸金業規制法)

法律概要 1983年成立・1999年改正

1975年(昭和50年)頃から貸金業者が急増し、これに伴い、いわゆる「過酷な取り立て・過剰貸付・高金利(3K)などと呼ばれた社会問題が発生しました。この問題は国会でも取り上げられ、その対応策として与野党はそれぞれの立場から規制法案を提出し、長期にわたる議論が行われました。8年後の1983年(昭和58年)4月に出資法の改正とともに議員立法によって「**貸金業の規制等に関する法律**」(貸金業規制法)が成立、同年11月より施行されました。法律のポイントは次のとおりです。

貸金業者に登録制が導入された それまでは、開業後に届け出を行うだけで誰でも営むことができ、何ら資格要件が無かったものを、事前に大蔵大臣(現在は金融庁長官)または都道府県知事の登録を受けなくてはならなくなった。

業務に関する規制が行われた 貸付条件の掲示、書面の交付、誇大広告の禁止、過剰貸付の禁止、取り立て行為の規制などが定められた。

貸金業協会および同連合会に関する規則が定められた

大蔵大臣(現在は金融庁長官)または都道府県知事の監督権限が明確化された

金利規制が強化される一方(年109.5% 年40.004%)、いわゆるグレーゾーン金利についてその有効性が明確化された

この貸金業規制法の施行により貸金業者の法的な位置付けが明確化されたことについては、意義深いものとなりました。

その後1999年、商工ローン問題における保証人とのトラブルに端を発し、保証人に対する保護強化を目的として、通知義務などについて貸金業規制法は改正され、出資法も同時に改正されました。改正の主な内容は、以下のとおりです。

保証人への都度の書面交付の義務付け
保証契約締結前の書面交付の義務付け
貸付利率の明確化
取り立て行為の規制の強化
罰則の強化

(2)「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(出資法)

法律概要 1954年成立

戦後の混乱期に、有利な条件をうたい文句にして出資を集め、高利で貸し出すという詐欺まがいの商法が多発しました。なかでも多くの大衆に被害を及ぼした「保全経済事件」をきっかけとして1954年6月、一般大衆保護を目的に「出資法」が制定されました。

正式名称は「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」で、9ヶ条の条文でできています。主な条文内容は、以下の3点です。

出資金の受入の制限(第1条)および預り金の

禁止(第2条)

金融機関の役職員による浮貸し等の禁止(第3条)

高金利の処罰(第5条)および金銭貸借の媒介手数料の制限(第4条)

ここで、高金利に対する規制としては「金銭の貸付けを行う者が、年109.5%を超える割合による利息の契約をし、又はこれを超える割合による利息を受領したときは、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す」と決めました。

改正 1983年、1999年

それまでの金利規制は1949年5月に公布された「貸金業等の取締りに関する法律」(第170号)でした。これには日歩50銭(年182.5%)以下とする行政指導が盛り込まれていましたが、罰則規制が無かったため、高金利に対する抑止力が期待できませんでした。こうしたなかで、高金利の禁止を法定化する気運が高まり、その当時の平均的金利であった日歩30銭(年109.5%)で可決されました。

その後1983年11月の「貸金業規制法」施行と同時に出資法も大幅に改正され、従来の年109.5%から段階的に上限金利の引き下げ(年73.0%=1983年11月、年54.75%=1986年11月)が行われ、1991年11月に年40.004%となりました。

この改正により、従来までは「利息制限法」を超える利息は、任意による支払いを認めていましたが、法的には無効であったものを、貸金業者の登録制度を整備し、貸金業者に対し同法に基づく登録および利用者に契約内容の開示を義務付けることにより、**任意の支払いの法的有効性が規定されることとなりました。**またこの利息は、礼金・手数料なども含め「すべて利息とみなす」と規定しています。

1999年に商工ローン問題に端を発し、議論がし尽くせないまま同年12月、改正法が成立し2000年6月から年29.2%を上限金利として施行されました。なお、これについては今後の金融動向などを勘案して、3年後に必要な見直しを行うことになっています。

保全経済会事件

1952年～53年頃に全国規模で、出資金に対し元本を保証し月2分の利益配当を約束して、一般大衆から零細な資金を集め、その額は当時で45億円ともいわれました。しかし1953年に朝鮮戦争が終結し、政府による金融引締政策がとられたことでヤミ金融機関や利殖機関の倒産が相次ぎ、この「保全経済会」も1954年に倒産、これにより出資金の返還が行われず社会問題化しました。

(3)「利息制限法」

法律概要 1877年成立、1954年・1999年改正

最初の「利息制限法」は1877年(明治10年)太政官布告第66号により定められました。

その後1898年(明治31年)と1919年(大正8年)に改正され1954年(昭和29年)に、本法律は廃止されました。同年、「出資法」が制定されたのと相前後して(新)利息制限法が制定されました。

条文は、簡潔に4条で構成されています。

主な内容は「上限金利は、元本10万円未満は年

率20%、10万円以上100万円未満は年率18%、100万円以上は年率15%と規定し、超過部分の利息は無効とする。但し債務者がこの超過部分を任意に支払った時はその返還を請求できない」となっています。

1999年12月には一部改正され、遅延損害金の上限金利は、これまでの法定金利の2倍までから1.46倍までに引き下げられ2000年6月から施行されました。

昭和30年の物価
牛乳：10円
銭湯：大人15円
そば：30円
新聞購読料：580円
大卒初任給：
12,000円

立法趣旨と貨幣価値

「出資法」との違いは立法趣旨にあります。「利息制限法」は、金利を民事上で規制することによって経済的弱者を保護しようとするものです。

一方「出資法」は、街の金融機関や利殖機関による不法行為により被害が発生し社会問題化したことにより制定された法律で、利用者の被害を防止するとともに社会的弊害を防ぐために、著しい高金利に対しては刑罰をもって防止しようとの趣旨で制定されたものです。

なおこの「利息制限法」は1954年(昭和29年)の制定であり、貨幣価値は当時の物価水準などから勘案すると、現在の10～15分の1程度と推定されます。

従って「利息制限法」に定められた元本10万円は現在の貨幣価値換算で約100万円、元本100万円は現在の貨幣価値換算で約1000万円に相当するものと思われます。

(4)「ノンバンク社債発行法」

1999年成立・施行 経緯

貸金業者の社債発行を禁止する「出資法」が制定された1954年当時は、社債制度が未成熟であり、貸付資金のために発行された社債が、銀行預金と誤認される恐れがありました。また戦後の資金不足の時代で、限りある資金を国民経済の発展のために有用に配分することが求められていたため、金融仲介業務は極めて公共性が高いものであるとして、社債の発行は銀行などに限定されていました。

その後1997年に中間報告が出された「ノンバンクに関する懇談会」において、ノンバンクの金融システム上での役割を踏まえ、社債における調達が多様化について報告され、1999年5月、金融システム改革の一環として「金融業者の貸付業務のための社債

の発行等に関する法律」(ノンバンク社債発行法)が成立・施行されました。立法の目的は以下のとおりとされています。

金融仲介チャンネルの多様化による経済全体の資金配分の効率化

市場による監視機能の導入による金融システムの透明化、安定化

ノンバンクの資金調達の多様化・弾力化による貸出金利低下の可能性の拡大

ノンバンクの銀行依存の低下による自主性の発揮

証券市場全体の発展および債権流動化・証券化の進展

法律概要 付帯事項

同法に基づいて社債発行を行う金融会社には、社債購入者などの保護を目的として、一定の財産的基礎など(資本または出資額が10億円以上)を要件とする登録制度(各財務局に登録)を実施するとともに、ディスクロージャーの充実(貸借対照表に貸付金を記載・不良債権の状況の開示など)を図るための措置を講じました。

なお、同法の成立に際し衆参両院は、投資家保護の観点から、行政の監視体制の強化やディスクロージャーの充実を図ること、また借り手保護の観点から、与信審査の適正化や過剰貸付の禁止、金利の引き下げなどについて金融業者に対し指導・要請を行い、多重債務問題の防止に最大限努力することが付帯事項として決議されました。

2 利用者保護に関する法制度

概況

法制度の改革は利用者保護の観点からも数多くの改革が行われています。既に経済的破綻の恐れがある債務者を適正・迅速なる更生を図ることを目的とした「特定調停法」や、あらゆる契約に対し網羅的ルールと位置付けられる「消費者契約法」などが成立しています。

また金融サービス全般にわたる包括的法制度として「金融サービス法」(仮称)なども早期制定に向

けて検討されています。個人版民事再生法ともいわれる「改正民事再生法」は2000年12月に成立し2001年4月に施行されました。

民事再生法の特則として

小規模個人再生に関する特則

給与所得者等再生に関する特則

住宅資金貸付債権に関する特則

上記の3点が改正民事再生法に盛り込まれています。

(1)「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」(特定調停法)

法律概要 1999年成立・2000年施行

この法律は、経済的に破綻する恐れのある債務者(特定債務者)の経済的再生に資するため、民事調停法の特例として「特定調停」の手続きを新たに定め、特定債務者が負っている金銭債務に関わる利害関係(特定債務者等)の調整を図ることを目的として1999年12月に成立し2000年2月から施行されました。

特定債務者とは、金銭債務を負っている者で支払不能に陥る恐れのある個人または法人を指し、特定債務等の調整とは、金銭債権を有する者その他の利害関係人との間における金銭債務の内容

変更、担保関係の変更その他の金銭債務に係わる利害関係の調整のことです。

特定調停とは、民事調停法により申立てる特定債務などの調整に係る調停であって、申立ては第3条に定める特定調停手続きに基づいて行う、などが定められています。

本法律は、増加傾向にある「債務弁済協定」事件等の民事調停の倒産手続きに類する機能をさらに充実させました。

これにより特定債務者の適正かつ迅速な経済的再生が期待されます。

(2)「個人債務者民事再生手続」

制定背景 2000年成立・2001年施行

「破産法」は本来、法人の破産を念頭に制定されたものを個人の破産手続きにも適用しているため、以前から実務と法制の矛盾点が指摘されてきました。個人破産の申立て件数の増加もひとつの契機となって、個人破産の安易な利用を防止しつつ、債務者が利用し易いように、裁判所の事務を迅速・簡素・安価に処理できる制度の導入が求められていました。

法務省・法制審議会は「個人債務者民事再生手続」の検討を行い2000年12月に成立、2001年

4月から施行されています。

これまで自己破産の場合はすべての財産を処分しなければなりませんでした。同法は将来、定期的収入の見込みがある債務者がその収入を弁済原資として債務の一部弁済をする再生計画を作成し、裁判所の許可を得た上でこれを実行することにより残債務が免除されます。また住宅ローンについてもリスケジュールを行うことで現在の財産を持ち続けることができます。

資格・要件

再生債務者となる資格としては、将来継続又は回復して収入を得る見込みがあり、再生債権が3,000万円を超えないこと(住宅ローン債権等除く)として

います。
また再生計画は、基準債権の総額により最低弁済基準額を定め、計画弁済総額がそれを上回ることを基準とし、その額を3年間(5年間)で弁済することで残債務の免除を受けることができます。

住宅ローン債権については、同法の適用を受けても住宅ローンの約定の支払いを続けることにより抵当権の実行が行われることなく住宅を保持することができます。

約定の支払いが困難な場合、住宅ローンが10年を超えない範囲(但し最終弁済期が70歳を超えない者)で、リスケジュールすることができるとしています。

参考

基準債権.....	無異議債権(債権届出額)と評価済債権(再生裁判所が評価した額)の合計
最低弁済基準額...	基準債権の総額が100万円未満=基準債権の総額 100万円以上500万円未満=100万円 500万円以上1500万円未満=基準総額の1/5 1500万円以上=300万円
計画弁済総額.....	2年分の可処分所得
可処分所得.....	2年間の収入合計 / 2 - (2年間の所得税 + 住民税 + 社会保険料) / 2 - 政令で定める1年分の生活費用 = 可処分所得額

(3)「消費者契約法」

法律概要 2000年成立・2001年施行

規制緩和の流れのなかで、事業者と消費者に対して自己責任を持ってもらうことが求められてきていますが、消費者と事業者の間には交渉力・情報力において格差があるという視点から、消費者に配慮したルール作りが行われ、同法は2000年5月に公布され、2001年4月から施行されました。

主な内容は、以下の二つに大別されます。

契約過程で事業者が消費者に対して誤認(嘘を言う・将来不安なものを断定的に判断して示す・不利益なことを故意に言う)を与えたり、困惑(本人の意思に反しての無理な契約)などを与えた場合、消費者に**契約を取り消す権利**が与えられ、また、契約内容・条項に消費者が一方的に不利益な条件があれば、消費者がその**無効を主張できる権利**などを付与しました。

適用範囲

また契約条項で、合理的な解釈によってもその意味について疑義が生じた場合は、消費者にとって有利な解釈を優先させる、としています。付帯決議では紛争の簡易・迅速な解決を図るため国民生活センターや消費生活センターの充実・強化を求めています。消費者契約法は、特定分野だけを扱っているので

はなく、消費者と事業者が関わる取引全般に適用される横断的なルールとなっています。但し第9条にある消費者が契約に基づき支払うべき金銭の支払いが遅延した場合、14.6%を超える部分は「無効」としていますが、同法第11条2項で別途、法律がある場合はその「定め」によると規定しています。

(4)「金融商品の販売等に関する法律」

法律概要 2000年成立・2001年施行

金融商品の販売・勧誘のルールについては「日本版金融サービス法」の整備の第一歩として、当面可能な法制化を念頭において金融審議会で審議されてきました。法制化上のポイントとして審議された点は、金融商品の説明義務の明確化と民事上の効果、販売業者のコンプライアンス(内部管理)の整

備といった点です。同法は2000年5月に成立し、2001年4月に施行されました。

金融商品の説明義務の明確化と民事上の効果については、十分なリスクの説明などを消費者にしなかった場合、損害賠償責任を問えるように、元金を保証し消費者の利益の保護が図れるように定められました。

内容

具体的には

金融商品の範囲はできるだけ対象を広くし、商品を幅広く列挙

販売業者の範囲は対象金融商品の販売行為を業として行うものを広く対象とする

説明すべき内容は、顧客のリスク判断にとって重要な事項とし、収益の変動や元本割れの可

能性を商品の仕組みに沿って説明する

いわゆるプロが顧客である場合や顧客が説明を不要とした場合は説明不要

また販売業者のコンプライアンス(内部管理)体制などについては、勧誘に関する社内規程の整備・遵守を義務付けるとともに、同規程の基本的な方針について公表などを義務付けています。

(5)「金融サービス法」(仮称)

法律概要

大蔵省(現・金融庁)は1997年7月に「新しい金融の流れに関する懇談会」を設置し、「金融サービス法」(仮称)の立法化の検討を行いました。1998年6月には論点整理を行い、同法を21世紀の金融を支える制度的な基本インフラと位置付けました。

新しい金融ルールの枠組みの中で金融取引全般を広く包括的・横断的にカバーする法として、縦割り規制から機能別規制に転換するとともに、ルール違反には行政上の規制にとどまらず民事上の責任も追及される仕組みの整備を念頭に検討を進めました。

いわゆる「日本版金融サービス法」です。その結果、資産流動化型スキームである「SPC法」の改正、金融商品の販売・勧誘ルールの整備に関して「金融商品の販売等に関する法律」が制定されました。

金融イノベーションが推進されるなか、さまざまな金融商品も販売されるようになってきています。民事訴訟での金融紛争処理の限界を考えつつ短期間・低費用で金融紛争を処理するために、裁判外での紛争処理制度の整備などと消費者教育の充実について検討が行われています。

(6) 「個人情報保護法案」

2001年3月 - 閣議決定

政府は、2001年3月の閣議で「個人情報の保護に関する法律案」を決定し、2001年通常国会へ提出しました。施行は公布日からとしますが、民間企業・団体の義務要領（本人への同意内容等）に関しては、公布日から2年以内の施行としています。

同法案は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。これを受け、金融庁は金融機関が保有する個人情報

を保護するための具体策を検討し、外部流出等を防ぐのを狙いとし、同法に上乗せする形で金融関係の個別法整備が必要としており、2002年通常国会提出、2003年個人情報保護法と同時に施行する予定としています。

又、個別法検討においては、消費者金融業界等の信用情報機関についても対象となる方向で進められています。

個人情報保護法案骨子

個人情報を取り扱うすべての企業・団体に適切な取扱いを定めた基本原則の遵守を求める。

個人情報は適法かつ適正に取得し、利用目的の範囲内で取り扱い、漏洩、毀損の措置を講じる。

個人情報取扱事業者は利用目的を明確にし、第三者へのデータ提供はあらかじめ本人の同意がない限り原則禁止。本人から正当な求めがあれば、開示、訂正、利用停止や消去の措置を取らな

ければならない。

主務大臣は業者が設ける苦情処理機関を認定し、事業者から個人情報の取扱いについて報告を求め、勧告、命令を行うことができる。従わない場合、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金を科す。報道機関、学術研究機関、宗教団体、政治団体には「基本原則」を適用、「義務規定」は適用外とする。

3 不良債権処理促進のための法制度

(1) 「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」(SPC法)

1998年6月成立・9月施行

金融機関の不良債権問題に端を発して、これを金融システム全体の枠組みの中で、適切に処理していくことを目的として同法の検討が行われました。同法は、特定目的会社(SPC)の活用により、債権者が特定されている金銭債権や不動産とこれらの資産

に基づく信託の受益権=特定資産(クレジットや消費者ローン債権も特定資産に含まれる)の流動化・証券化を促進することを目的として1998年6月に成立、同年9月から施行されました。

法律概要 - 2000年改正・施行

金融審議会は「資産流動化型スキーム」(特定の資産流動化を企業から切り離し証券化などによって流動化を図る仕組み)について以下の観点から法整備を行い、「SPC法」改正に向けての検討を行いました。

投資家保護に配慮しつつ簡素・合理化を図り使い勝手をよくする

流動化対象資産を拡大する(不動産・指名金

銭債権などへも対象を拡大)

流動化の受け皿としてSPCに加え信託も利用可能とする

金融審議会の答申を受けて大蔵省(現・金融庁)は、改正案を内閣提案で衆議院に提出し2000年5月に成立、同年11月に施行されました。

(2) 「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」(債権譲渡特例法)

法律概要 - 1998年成立・施行

法人が債権者の特定されている金銭債権を譲渡する際、従来は民法により確定日付のある証書により譲渡人が債務者に通知するか、債務者が承諾するかのいずれかがなされなければ、債権譲渡を第三者に対抗できないと規定されていました。

同法は、法務局設置の「債権譲渡登記ファイル」

に債権譲渡の事実を登記することにより第三者対抗要件を具備できるというもので、1998年6月に成立、同年10月に施行されました。

これにより特に、消費者金融やクレジット債権などの多数の債権をプールして流動化・証券化する際は、簡便な手続きで、かつ安い費用でできるようになりました。

(3)「債権管理回収業に関する特別措置法」(サービサー法)

1998年成立 - 2001年改正法成立

「サービサー法」(債権回収会社)とは、第三者に譲渡された債権の元利息を受託・回収する専門業者のことを言います。金融機関の不良債権の回収や、流動化を進める上でサービサー導入の必要性が高まっていたが、弁護士法に抵触するためこれまで民間専門回収業者は認められていませんでした。

同法は1998年10月に成立、1999年2月に施行されましたが、貸金業者の有する債権は対象から除

外されていました。そうした中、2001年4月には早くも与党三党から改正案が衆議院に提出され、「貸金業者が有する貸付債権の全てを特定金銭債権とすること」すなわちノンバンク債権への取扱い拡大との要領が盛り込まれ、同年6月には衆参両院にて決・成立しました。施行日は成立から6カ月以内としています。

法律概要

サービサーの設立要件としては、許可制とし、資本金5億円以上の株式会社で、業務に従事する取締役で最低1名の弁護士を選任する必要があります。2001年7月5日現在で債権管理回収業の営業許可会社は52社あります。(図表50)

対象債権は「金融機関の特定金銭債権」「同子会社の事業向不動産担保債権」「特債法に規定するリース・クレジット債権の一部管理回収」「貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業者が有する全ての債権」としています。

今後の動向

今回の改正により、債権回収会社が一元化されることにより、債務者の混乱を妨げ、また、今後拡大が予想される債権の流動化市場において、貸金業界

をはじめ信販、クレジットカード業界では債権管理・回収業務の効率化を進める上で有力な選択肢を獲得したことを意味しています。

図表50 債権管理回収業の営業許可会社

(2001年7月5日現在)

許可番号	営業許可年月	会社名	所在地
1	'99.4	プレミアム債権回収(株)	東京都港区
2	"	日本債権回収(株)	東京都千代田区
3	"	東京債権回収(株)	東京都港区
4	"	ジーエムエーシー・コマーシャル・モーゲージ債権管理回収(株)	東京都千代田区
5	'99.5	三洋信販債権回収(株)	東京都港区
6	"	日本リース債権回収(株)	東京都中央区
7	'99.6	ニッテ債権回収(株)	東京都港区
8	"	エムシーエス債権管理回収(株)	東京都江東区
9	"	(株)整理回収機構	東京都中野区
10	"	さくら債権回収サービス(株)	東京都中央区
11	"	オリックス債権回収(株)	東京都港区
12	'99.7	(株)港債権回収	東京都渋谷区
13	"	(株)アトリウム債権回収サービス	東京都豊島区
14	"	やまと債権管理回収(株)	東京都千代田区
15	"	レンド・リース・ジャパン債権回収(株)	東京都港区
16	"	グローバル債権回収(株)	東京都新宿区
17	'99.8	ハドソン・ジャパン債権回収(株)	東京都港区
18	"	シー・シー・シー債権回収(株)	東京都千代田区
19	"	シーエム債権回収サービス(株)	東京都港区
20	'99.9	(株)山田債権回収管理総合事務所	横浜市西区
21	"	ジャックス債権回収サービス	東京都品川区
22	"	日債銀債権回収(株)	東京都千代田区
23	"	キャピタル・サーヴィシング債権回収(株)	東京都千代田区
24	"	(株)ロンバード債権回収	東京都中央区
25	'99.10	エスジー債権回収(株)	東京都千代田区
26	'99.11	(株)沖縄債権回収サービス	沖縄県那覇市

許可番号	営業許可年月	会社名	所在地
27	'99.11	イー・シー・エス債権管理回収(株)	東京都千代田区
28	'00.2	フロンティア債権回収(株)	東京都中野区
29	"	パシフィック債権回収(株)	東京都渋谷区
30	'00.3	栄光債権回収(株)	横浜市神奈川区
31	"	ミレニアム債権回収(株)	東京都千代田区
32	'00.4	(株)ジャパンファイナンス債権回収	東京都千代田区
33	"	卵浩債権回収(株)	東京都新宿区
34	'00.6	ジェービーエヌ債権回収(株)	東京都豊島区
35	"	(株)日貿信債権回収サービス	東京都中央区
36	"	エス・シー・ジェイ債権回収(株)	東京都港区
37	'00.8	中央債権回収(株)	東京都中央区
38	"	やまびこ債権回収(株)	長野県長野市
39	'00.9	(株)ディーシー債権回収	東京都渋谷区
40	"	総合債権回収(株)	東京都中央区
41	'00.11	エイ・アイ・ビー債権管理回収(株)	東京都新宿区
42	'00.12	東京ダイヤモンド債権回収(株)	東京都新宿区
43	'01.1	あさひ債権回収株式会社	東京都千代田区
44	'01.3	アイ・ティ債権回収株式会社	東京都中央区
45	"	アドホック債権管理回収株式会社	東京都品川区
46	'01.4	アスカ債権回収株式会社	東京都港区
47	"	保証協会債権回収株式会社	東京都中央区
48	"	アミック債権回収サービス株式会社	東京都港区
49	'01.6	九州債権回収株式会社	福岡市博多区
50	"	ワークアウト債権回収株式会社	東京都新宿区
51	"	アイ・アール債権回収株式会社	東京都千代田区
52	'01.7	バル債権回収株式会社	大阪市中央区

出典：法務省

4 経済のIT化に伴う法制度の動き

概況

政府は「IT革命の推進」を最重要課題のひとつとして2000年7月、内閣に「IT戦略本部」を設置しました。首相の諮問機関である「産業新生会議」や私的懇談会の「IT戦略会議」の中でも、将来の本格的なインターネット時代における消費者取引を円滑・適正に推進するための法律の制定・改正の必要性について検討されました。その中で**最優先で取り上げられたのが「契約書面の交付義務の免除」**です。

的

契約書面の交付義務の免除

商品やサービスを提供する業者が消費者と契約を結ぶ際に、業者は契約内容を記載した書面を消費者に渡すことが義務付けられています。通信販売の取引などでも取引内容の確認のために書面を渡すことが義務付けられており、こうした法律は数多くあります。

インターネット取引の利点は、簡単に迅速にできる点にあり、書面の交付を別途義務付ければ、その特性を失いかねないとして、関連法にある書面の交付義務の廃止を求める声が出ていました。インターネット取引が終了しても改めて書面を交付する手間やコストを取り除くことを目的として検討が進められました。

法律改正

政府は、こうした声を受けて2000年の通常国会に「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備等に関する法律案」を提出、同年11月に**書面交付を義務づけている50法律を一括して改正、契約書などの書面の交付を電子的な方法(電子メール、FAX、web、CD-ROM、iモードなど)に置き換えることを可能としました。**

しかし**貸金業規制法**については、一括改正の対象から外され、**同法で定められている書面交付義務(第17条、第18条)**については従来通り、郵便、店頭などからの交付となります。今後、インターネット取引の進展に伴い貸金業規制法についても適用し改正されることが望まれます。

図表51 連絡会各社のインターネット・サービス

(2001年7月末現在)

	ネット店舗名	ネット店舗サービス内容	ネットサービス提供
富士	インターネット ¥enショップ	会員申込み 融資可能額、返済のシミュレーション 利用残高、融資可能額、支払予定日、返済額の照会 振込キャッシング受付 各種サービス案内、医療ホットライン24	・パーソナルコンピュータ ・iモード(NTTドコモ) ・EZweb(KDDIグループ) ・J-sky(J-フォングループ) ・Lモード(NTT東西)
アコム	オンライン アコム支店	会員申込み 融資可能額シミュレーション 利用残高、融資可能額、支払予定日、返済額の紹介 振込キャッシング受付(15分以内に振込)	・パーソナルコンピュータ ・iモード(NTTドコモ) ・EZweb(KDDIグループ) ・J-sky(J-フォングループ)
プロミス	サイバースト プロミス	会員申込み 融資可能額、返済のシミュレーション 利用残高、融資可能額、支払予定日、返済額の照会 振込キャッシング受付(3分以内に振込) 各種変更手続き受付	・パーソナルコンピュータ ・iモード(NTTドコモ) ・EZweb(KDDIグループ) ・J-sky(J-フォングループ)
アイフル	eキャッシング	会員申込み、融資可能額、返済シミュレーション 利用残高、融資可能額、支払予定日、返済額の照会 振込キャッシング受付 各種変更手続き受付 利用限度額増枠手続き	・パーソナルコンピュータ ・iモード(NTTドコモ) ・EZweb(KDDIグループ) ・J-sky(J-フォングループ)
GEコンシューマー・ クレジット	特になし	会員申込み(審査結果を10秒で返信する) 利用残高、融資可能額、支払予定日、返済額の照会 振込キャッシング受付 各種変更手続き受付	・パーソナルコンピュータ ・iモード(NTTドコモ) ・EZweb(KDDIグループ) ・J-sky(J-フォングループ)
三洋信販	ポケットバンク-e	会員申込み 融資可能額のシミュレーション 利用残高、支払予定日、返済額の照会 振込キャッシング受付 各種変更手続き受付	・パーソナルコンピュータ ・iモード(NTTドコモ)

5 「出資法」改正に伴う「利息制限法」「貸金業規制法」との関係

(1) 枠組みの変化

本則金利移行

1983年の「貸金業規制法」施行時に「出資法」に規定され処罰の対象になる上限金利は、大幅に引き下げられました。

本則金利を従来の年109.5%から年40.004%とし、段階的に年73.00%、年54.75%とする経過措置を設けました。

本則金利への移行は1991年です。(図表52)

年40.004%という金利は「利息制限法」が遅延損害金限度を2倍としていたため「利息制限法」の最高限年20%の2倍である年40%を最少限超える金利で、かつ日歩に換算して「毛」の単位で落ちつく金利(日歩10銭9厘6毛)として決められたものです。

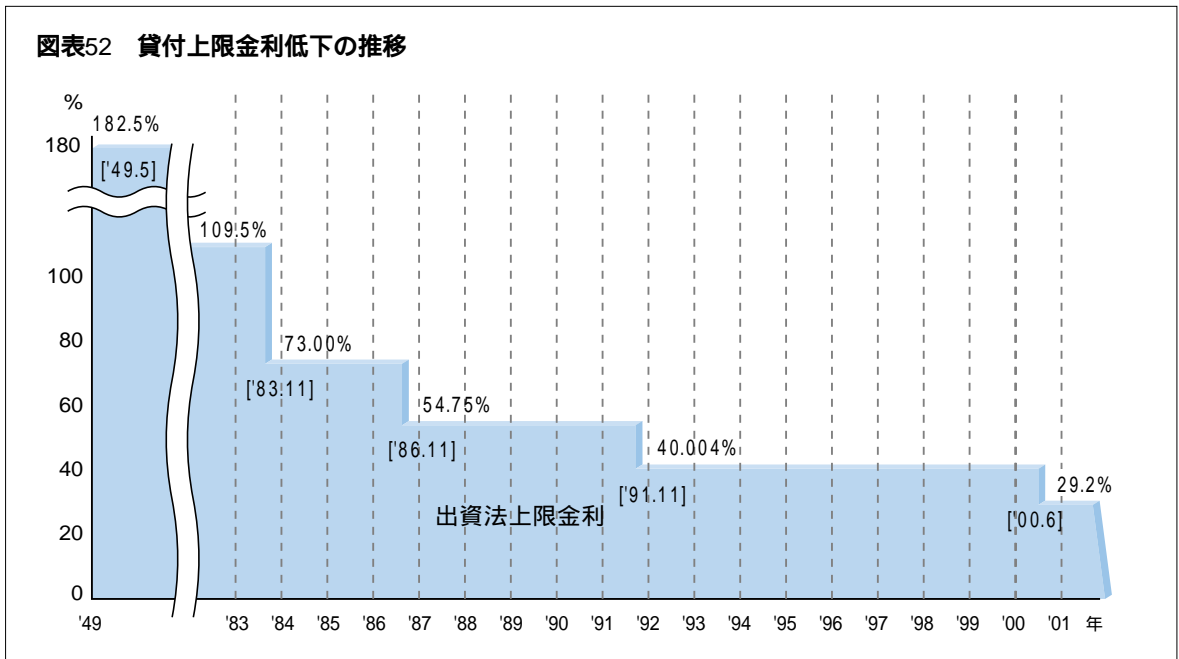
論点 1999年改正

この時の上限金利引き下げで議論された点は「利息制限法」の第1条2項で定められた「債務者は、前項の超過部分を任意に支払ったときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない」との規定を「貸金業規制法」の中でどう位置付けるかというものでした。

任意性を否定し、すべて無効とする強硬な意見もありましたが「利息制限法」で定める最高限を超過する利息の支払いをすべて無効とする考えは、

経済実態にそぐわないとして「貸金業規制法」第43条に任意性を確保する規定(みなし弁済規定)が設けられ、要件を満たせば「超過利息の支払いは有効な利息の債務の弁済」とみなされることになりました。

1991年に定められた上限金利40.004%はその後、1999年の「商工ローン問題」が契機となって、同年12月に年29.2%に改正され、2000年6月に施行されました。



(注)貸金業規制法

第17条(交付書面の記載内容): 貸金業者の商号、名称または氏名および住所 契約年月日 貸付の金額 貸付の利率 返済の方式 返済期間および返済回数 賠償の予定(違約金を含む)に関する定めがあるときはその内容など

第18条(受取書面の記載内容): 貸金業者の商号、名称または氏名および住所 契約年月日 貸付の金額 受領金額およびその利息、賠償金または元本への充当額 受領年月日など

(2)「任意ゾーン金利」と「みなし弁済」

要件

利息制限法の利息の最高限(年20%)と改正出資法の上限金利(年29.2%)の規定は、前項で述べたとおり、利息制限法で定める最高限を超過する利息の支払いをすべて無効とする考えは経済実態にそぐわないとして、貸金業規制法第43条に任意性を確保する規定(みなし弁済)を設け、この要件を満たせば「超過利息の支払いは有効な利息の債務の弁済」とみなされると規定されました。

とみなされると規定されました。

この二つの法律(上限金利)の中間に位置する金利帯(20%~29.2%)が「任意ゾーン金利」といわれているものです。

また法律の性格として、利息制限法は刑事罰のない民事法で、出資法は刑事罰のある刑事法と位置付けられます。

43条規定

任意ゾーン金利帯の利息・損害金の支払いについては、所定の要件を満たした手続きによって、債務者が任意に支払ったのであれば有効な利息の債務の弁済とみなされます。

貸金業規制法第43条に定める「任意に支払った場合のみなし弁済」要件は、次のとおりです。

登録貸金業者による貸付けであること

弁済が利息・損害金であること

弁済が任意であること

貸付け時に第17条の契約書面が交付されていること

弁済時に第18条の受取書面が交付されていること

ること

従って、上記の要件が満たされていれば、後日に債務者から返済請求を受けても原則として返還する義務は負わないと定めています。また逆に、これらの要件を満たしていない場合は、第43条の適用がなくなり、結果として利息制限法第1条に関する規定が適用されることになります。

また第17条に規定する契約書面の交付は遅滞なく交付しなければならず、弁済時の受取書面は弁済を受けたときは「その都度、直ちに」に受取証を交付しなければならない(第18条)と規定しています。

三法の関係

以上のことから出資法、利息制限法、貸金業規制法における法的金利規制の関係は、次の三つに分類されると考えられます。

利息制限法の制限を越えない利息については、契約も授受も自由であり、この利息は裁判所の訴えによって保護される

利息制限法の限度(年15%~年20%)を超え

出資法の限度内(年29.2%)の利息については、貸金業規制法第43条に定める要件を満たし、かつ債務者が任意に支払った場合には有効な弁済とみなされる

出資法の限度(年29.2%)を超える利息受領は処罰の対象とされる。超過分の返還請求は認められる

図表53 任意ゾーン金利の図解と業態別、主要企業別カードローンの上限金利

